

## JOINT COMPREHENSIVE PLAN OF ACTION (JCPOA)

### 概要

- 7月14日、EU3+3（英仏独米中露）とイランが、イランの核問題に関する最終合意文書としての「包括的共同作業計画（JCPOA）」を公表。
- JCPOAは、イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したものの。国際不拡散体制の強化、中東地域の安定に資するもの。着実な履行が重要。
- イスラエルなど一部はこの合意に対して批判的・慎重な態度。また共和党主導の米議会の一部も批判的。

#### イラン側の措置 原子力活動への制約

- 濃縮ウランの貯蔵量・遠心分離機の数削減
- 兵器級プルトニウム製造の禁止
- 研究開発への制約
- 査察の受け入れ・透明性強化

約10年間、核兵器1つを作るのに必要な核物質を獲得するのに要する時間を1年以上に。

#### EU3+3側の措置 制裁解除

- 安保理決議に基づく制裁解除
- 米EU等による核関連の独自制裁の適用停止・解除



# 今後の段取り

## ●合意妥結の日 (Finalization Day) 2015年7月14日

【JCPOAに関する交渉が終了した日】

- JCPOAを承認する新しい安保理決議を速やかに提出。(2015年7月20日採択)

2015年  
7月14日



注: 米国では、議会在JCPOAを60日間レビュー(7/20-9/17)。議会在不承認する場合、12日間延長。そして大統領が拒否権を発動すると、さらに10日間延長。最大82日間の審査(10/9)。

## ●合意採択の日 (Adoption Day)

【新安安保理決議採択後90日(2015年10月18日)、又はJCPOA参加者間が同意した日の早い方】

- JCPOA参加者は、JCPOA履行のために必要な準備を開始。
- イランは、「合意履行の日」に追加議定書の暫定適用を行うことをIAEAに通告。
- 米国とEUは、核関連の独自制裁を停止/終了するための準備を開始。

2015年10月



## ●合意履行の日 (Implementation Day)

【IAEAがイランによる主要な措置の履行を検認した日】

- IAEAの検認と同時に、米国は核関連制裁を停止し、EUは一部制裁を終了。
- 新安安保理決議に基づき、過去の安保理決議によって課された条項が終了。

2016年前半?

2015年12月15日までに、IAEA事務局長は過去の核兵器開発の可能性に関する最終報告書をIAEA理事会に提出する。

武器禁輸は合意採択の日から5年間、ミサイル開発関連取引は8年間、安保理による許可制となる。



## ●移行の日 (Transition Day)

【「合意採択の日」から8年後(2023年10月18日)、又はIAEAが「イランの全ての核物質が平和的活動に使われている」ことを結論(拡大結論)付けた日の早い方】

- 米国は核関連の独自制裁を終了し、EUは一部の制裁を終了。
- イランはIAEA追加議定書の批准を追求。

2023年10月



## ●安保理決議終了の日 (UNSCR Termination Day)

- JCPOAを承認する新しい安保理決議の期限(「合意採択の日」から10年)(2025年10月18日)
- この日以降、安保理は今回のイランの核問題を取り上げない。

2025年10月

